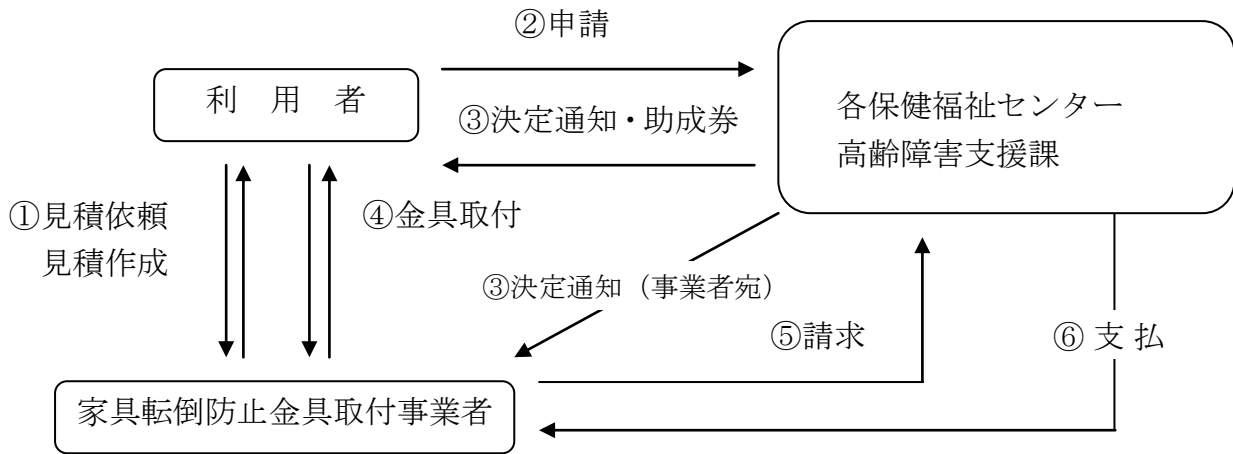


＜千葉市家具転倒防止対策事業のフロー＞



①利用者は、「家具転倒防止対策事業取付事業者一覧」から取付事業者を選定し、見積書の作成を依頼する。取付事業者は、利用者からの依頼により見積書を作成し、利用者に提出する。

②利用者は、必要書類を添付のうえ、各区高齢障害支援課へ申請する。

③各区高齢障害支援課は、利用者へ決定通知書及び助成券を、取付事業者へ決定通知書（事業者宛）を送付する。

④取付事業者による金具の取り付け後、利用者は取付事業者へ助成券を渡し、利用者負担額（助成額を差し引いた額）については直接、取付事業者に支払う。

⑤取付事業者は、請求書に助成券及び金具取り付け前後の写真（撮影日が記された対象物全体及び取付箇所の写真）を添付し、各区高齢障害支援課へ提出する。

⑥各区高齢障害支援課は、口座振込により助成額を支払う。

※ 取付事業者は、利用者からの要望があるときは、金具の調達も行うこととする。
（金具代は利用者負担とする。）